

## 白井市公共施設等総合管理計画（案）に対するパブリックコメント結果

行政経営改革課

該当箇所	主な意見	市の対応（案）
P40	<p>■財政推計について</p> <p>平成37年度財政調整基金額の適正額を10億円確保するとあるが、3-10表の財政推計では、同年は△25.6億円とある。</p> <p>推計作成から1年強しか経過していないのにその乖離は35.6億円の大きな額である。推計がずさんであったのか、それとも明確な改善策の見通しがついたのか。これだけ大きな基金積立の差異があるのなら、理由を記載すべきであるし、このままでは市民の疑問は大きい。</p> <p>この財政調整基金については、公共施設等総合管理計画案、行政経営指針、第5次総合計画財政推計とそれぞれかなりの差異がある、すり合わせをすべきではないか。</p>	<p>【修正】</p> <p>財政推計は、第5次総合計画を策定する上で、その前提となる基礎資料として作成したものを掲載しました。</p> <p>よって、本計画書P40の3行目から4行目を総合計画の財政の見通しのとおり、「第5次総合計画の財政の見通しでは、「白井市の財政規模では、財政調整基金の適正額は10億円程度であるため、これを目標として財政調整基金の額を確保していく必要」があるとしています。」に修正します。</p>
P40	<p>■複式簿記による財政管理について</p> <p>複式簿記による白井市の財政管理はどのくらい進んでいるのか不明だが、住民が理解するツールとして従来の単式簿記方式に加え、複式簿記も併せて早急に作成開示していただきたい。将来にわたる支出の平準化に対しても減価償却を計上することによりコストの増減をむしろ平準化指標として一元的な管理が可能と思われる。当然ながら資産台帳の整備も一般資産及びインフラ資産の個々の管理も大前提になると思う。</p> <p>国民が共通認識としてあるのは少子高齢化による住民福祉への負の影響である。そのためには、将来（10年スパン）の財政状況が分かり易い情報を行政が提供することに異見はないと思う。</p>	<p>【その他】</p> <p>平成27年1月23日付け総務大臣通知により、それまでの新地方公会計制度における財務諸表の作成から、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、統一的な基準に基づいた財務諸表を平成29年度末までに作成、公表することを要請されたことから、市としては平成29年度末までに統一的な基準に基づく財務諸表の作成と公表に向けて準備を進めているところです。</p> <p>市の現状の財政状況はもちろん、将来の財政見通しについても把握する必要があり、またその情報を市民とわかりやすく共有する必要があると認識しています。</p>
P41	<p>■統一的な基準に基づく財務諸表について</p> <p>複式簿記方式による減価償却を行政コストとして計上することにより、より明瞭な公共物建設の原因・結果・対策が透明化されると思う。基金という文言を使用することに対し、中央官庁から優遇措置が有るのか、ないとしたら余計な誤解を住民に与えかねないと思う。幸いにあるとしたらその内容を明示することを希望する。</p>	<p>【その他】</p> <p>国の要請により、平成29年度末までに統一的な基準に基づく財務諸表の作成と公表に向けて準備を進めているところです。</p> <p>公共施設整備保全基金残高については、公共施設整備の財源のひとつとして現状を公表したものです。国からの優遇措置はありません。</p>

該当箇所	主な意見	市の対応（案）
P42	<p>■公会計について</p> <p>総論で述べた公会計改革に沿った方式に拠れば、各関連事業体の連結決算による管理が透明性を保持できると確信している。</p>	<p>【その他】</p> <p>国の要請により、平成29年度末までに統一的な基準に基づく財務諸表の作成と公表に向けて準備を進めているところです。</p>
P44	<p>■耐用年数の考え方について</p> <p>更新費用の削減の取組み1に「長寿命化によるトータルコスト削減」と掲げられているが、その中味が核心をついていない。例えば、白井市の建築物の耐用年数の大半が法定耐用年数を基本とされているが、国、都、千葉県も示しているように、その耐用年数と比較すると法定耐用年数は15年以上も短くなる。それを削減額に見直すとかかなり大きな額となるものと思う。</p> <p>また、白井市保有建築物は、大半が学校施設であり、その大半が法定耐用年数47年とみなして算定されている。その上それらの施設は、すでに耐震補強も終了していることを考えると、法定耐用年数を基準にすると実態に即しないので、改めるべきではないか。<b>（同様の趣旨の意見ほか2件あり）</b></p>	<p>【修正】</p> <p>更新費用の算出に当たっては、法定耐用年数を基準に算出しています。</p> <p>ご指摘のとおり、千葉県では千葉県県有施設長寿命化指針で、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建物については、目標使用年数を「65年」としていますので、千葉県県有施設長寿命化指針を参考として、耐用年数を目標使用年数の「65年」に延ばし、更新費用を算定し直します。</p>
P40	<p>■素案用耐用年数見直しの方法について</p> <p>①学校施設の耐震診断を実施した際の劣化調査（中性化深さ・強度等）から耐用年数の把握は短時間に計算可能である。その結果を参考とする。その他の施設では、素案見直し段階では全施設の調査ではなく、年度別の抜き取り調査と庁舎・学校施設の調査を参考として素案用の耐用年数を策定する。</p> <p>②千葉県、東京都等の目標耐用年数を素案用として採用する。</p>	<p>【修正】</p> <p>更新費用の算出に当たっては、法定耐用年数を基準に算出しています。</p> <p>ご指摘のとおり、千葉県では千葉県県有施設長寿命化指針で、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建物については、目標使用年数を「65年」としていますので、千葉県県有施設長寿命化指針を参考として、耐用年数を目標使用年数の「65年」に延ばし、更新費用を算定し直します。</p>
P40	<p>■耐用年数の再シミュレーションについて</p> <p>長寿命化は別途考えるとして、耐用年数を単純に47年から65年にのばした場合、40年間の更新費用はどのように変わるか。シミュレーションできるか。</p>	<p>【その他】</p> <p>推計条件として、構造が鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の耐用年数を65年に延ばした場合、建築系公共施設の更新費用は、543億円となります。（現在の推計は789億円）</p> <p>▼全体の更新費用</p> <p>〔現行〕 1,042億円（年26億円）</p> <p>〔修正後〕 797億円（年20億円）</p>

該当箇所	主な意見	市の対応（案）
P40	<p>■本計画の評価について</p> <p>公共施設の維持管理には、巨額な費用が掛かることを市民に具体的数値により示せたのは大変良かったと考える。無駄使い抑制効果も大きいものと理解する。</p> <p>今後、地域エゴやわがままな市民の要求を説得することは簡単でないことが、先進自治体で顕在化している。執行部の奮闘に期待する。</p>	<p>【その他】</p> <p>参考とさせていただきます。</p>
P40	<p>■更新費用の考え方について</p> <p>「40年間の更新費用1,393億円」は一人歩きする。そして、それが市民に多大な影響を与えることを考慮する必要がある。</p> <p>この数値は市民に恐怖感を与え、当市からの転出を考えさせ、他からの転入者には白井市を避けることに繋がることを危惧する。</p> <p>今後は自治体間で住民の奪い合いとなり、市民が住む自治体を選択する時代である。持続可能な財政運営を実現し、「健全なままの白井市」を次世代に引き継ぐ為には、転入者を増やし、転出者を減らすことが重要と考える。したがって、更新費用等の算出には慎重かつ正確性が求められる。</p> <p>耐用年数の設定は「公共施設の総合管理計画」に大きく影響するものであり、見直しが必要と考える。また、客観的データ（学校・庁舎等の耐震診断結果）を保有していながら、税法上の減価償却計算用の耐用年数を施設の物理的耐用年数に安易に適用した。</p> <p>この合理性・客観性に欠けた素案策定手法を市民に理解していただくのは難しいと思う。庁内の情報共有を徹底していただきたい。</p>	<p>【修正】</p> <p>更新費用の算出に当たっては、法定耐用年数を基準に算出しています。</p> <p>ご指摘のとおり、千葉県では千葉県県有施設長寿命化指針で、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建物については、目標使用年数を「65年」としていますので、千葉県県有施設長寿命化指針を参考として、耐用年数を目標使用年数の「65年」に延ばし、更新費用を算定し直します。</p>
P58	<p>■未利用地の処分について</p> <p>少子高齢化、人口減少などの要因で将来の財政収入が減少することが随所にグラフ等を交え説明がされているが、白井市の会計処理上から大きな含み資産でありながら表面化されないのが、土地である。民間では常に土地の路線評価にそって評価額が公表され明らかになっている。白井市には、数ある保有地の中に遊休資産と思われる未活用土地がある。例えば、教職員住宅建物・土地、富士南園広場、ひだまり館、学校給食共同調理場新設後の現用地（これから発生する）などである。これらを財政への有効財源として売却することにより、他のどの方法からも生み出せない大きな財源となる。とすれば、このことについて記載すべきと思う。売却をマイナス思考で捉えるのではなく、大きな財源として捉えるべきである。</p>	<p>【既記載】</p> <p>市としても、未活用地について処分を含めた活用の重要性については認識しています。</p> <p>本計画にも、更新費用の不足額削減に向けた取組み（P60）として、「空きスペースの賃貸・売却等による歳入確保策にも取組」むこととしています。</p>

該当箇所	主な意見	市の対応（案）
P2 ～P4	<p>■本計画（素案）全体に関する評価等について          本案は、「第1章第1節」に記載のとおり、主務官庁がH26年4月に通知した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」を踏まえ、また白井市の既設公共施設等の老朽化や改修等の必要性の観点、更には上記施設等の改修に係る経費縮減・平準化の必要性、人口構造の変化・市民ニーズの多様化などをも勘案して策定されたものであり、計画策定に若干の遅延は認められるものの、関係有識者による十分な「校閲」を経て策定された点、大いに評価できるものとする。</p> <p>また、同章「第2節 計画の位置付け」では、白井市第5次総合計画を基幹として、既に策定された「白井市都市マスタープラン」等の関連施策との整合を図るとともに、同時に策定された「行政経営指針」に連動するなどして、H29年度から40カ年の長期間に亘る計画期間を設定している。従って、白井市総合計画、行政経営指針等上位計画類の改定に合わせ、概ね10カ年ごとの定期的な見直しを前提にされている。</p> <p>■本計画（素案）に関する今後の課題について          上記の計画策定の前提となる背景、目的、環境変化等、計画の位置づけ、計画期間などを総合的な視点から判断して、10カ年ごとの見直しを行うためには、国が策定する関係施策を初め、関連法規制、環境変化等に即応した体制の構築と並んで、何よりも白井市民の多様化するニーズを真摯に受け止め、まさに市民目線を最優先に対処する必要があるものとする。</p> <p>こうした観点から、以下のとおり提言する。</p>	【その他】
P56	<p>【提言1】本計画を推進する全庁横断的な体制構築について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この素案「第4章」に記載された「全庁的な取り組み体制」については、以下のとおりの記述がある。即ち、「今後は、市全体としての課題と基本方針を共有し、さらに共有した情報を活用して全庁横断的な取り組みを可能にするための体制を構築すること」、「具体的には、市長の指揮命令を補佐し、本計画の進捗管理を行い、施設所管部門間の情報共有と全体調整を図る【統括部門】を設置する」こととしている。</li> <li>こうした態勢を早急に構築し、「持続可能な取り組み」を継続的に推進するためには、              ①例え首長が交代しても、組織的に同取り組みを継続するとの強い意識を全庁的</li> </ul>	全庁的な取り組み体制の構築に当たって参考にさせていただきます。

該当箇所	主な意見	市の対応（案）
	<p>に保持すること</p> <p>②全庁横断的な調整ヴィーイクルとしての「統括部門」と、財政・営繕・情報管理の各部門の緊密な連携を保持するための明確な分掌規程（業務領域の調整の明確化）や職務権限規程等の調整・制定と併せて、相互の意思疎通を図るための調整会議等の創設が必須と思われる。</p> <p>③さらに、こうした部門横断的組織を担う庁内有意の人事体制、具体的には人事異動の考え方、庁内人事研修の企画立案、年齢・性別・職種等いわゆる弾力的なダイバーシティの徹底などを断行する必要がある。</p> <p>④また、今回「行政経営改革」観点から設置した有識者などの庁外からの知見の継続的な吸収、近隣自治体等との情報・意見交換なども考えられる。</p> <p>⑤最後に、本素案には明確な記載が認められないが、今回同時に策定された行政経営戦略会議について、上記の各ヴィーイクルと十分な連携を図る必要がある。こうした連携によって、同会議による施策の検証の実効性が確保されるものとする。</p> <p>【提言2】 庁外組織となる行政経営改革審議会の機能発揮について</p> <p>①上記【提言1】の⑤に関連して、庁外組織としての「行政経営改革審議会」についても、「行政経営指針」に基づく「（仮称）行政経営改革実施計画の進捗状況を報告し、その推進について必要な助言や調査機能を行う」とされるが、この素案に基づく各種の具体的な計画について、その本来的な機能発揮の延長でこれらの助言や調査機能の発揮が期待される。</p> <p>【提言3】 より一層実効的な行政監査の導入について</p> <p>①H29年4月から、全国都市監査委員会が策定した「都市監査基準」の適用が本格化し、千葉県内の会員都市37市1企業団においては、同基準に沿った監査が実施されるものと承知している。</p> <p>②この基準では、「第1章 総則」の「第3第1号」に次の記載が認められる。 「監査及び検査は、・・・（中略）・・・住民の視点に立って実証的な手法をもって確認し、監委員が自ら入手した証拠を基に総合的に検証した結果を監査及び検査の結果や意見として提出し、公表する」としている。</p> <p>③また、その「第3章 実施基準」には、「監査委員は、都市を取り巻く内外の</p>	<p>市への対応（案）</p> <p>提言は、現在策定中の行政経営指針の推進体制に関連したものであると見られますが、現状では、行政経営改革審議会に公共施設等に関する調査審議の分掌を与えていないので、当該審議会の機能発揮については考えておりません。</p> <p>監査に関する提言については、地方自治法の改正などの今後の動向に注視し、適切に対応してまいります。</p>

該当箇所	主な意見	市の対応（案）
	<p>環境、議会の動向、市長の理念や方針、ガバナンスの状況、リスク管理態勢、内部統制体制、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況等及び監査資源を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定」する旨の規定となっている。</p> <p>上記の実施基準は、監査実施を従来型の「検査手法」から大きく「リスクベース監査」に脱皮するものと云える。</p> <p>④白井市において実施されている定例監査を含めた実態を評価することは控えますが、上記の新しい監査手法を導入するためには、地方自治法第196条等に規定された議選委員の求める資質（人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者）の厳格な適用が大前提となる。</p> <p>⑤併せて、今回の素案や新設の「行政経営指針」に基づく（仮称）行政経営改革実施計画などの進捗状況についてフォーカスした実効性の高いリスクベース監査を実施するためには、会計監査に関する有識者（CPA 公認会計士）のほかに、業務監査にも一定の経験のある有識者（CIA 公認内部監査人等）の採用が必要であると認識している。こうした観点から、現在の監査委員の1名増員と上記有識者等への委嘱も今後の検討課題と考える。</p> <p>【提言4】市民（団体）や関係企業等による同計画の見直しへの積極的な関与 ・最後に、本意見書の前段に記載した市民目線の確保の観点から若干補足する。</p> <p>①今回の素案や行政経営指針（行政経営改革実施計画）については、極めて長期間の対処が必要となることから、従前以上に白井市民の積極的で継続的な関与が必要と考える。</p> <p>②そのためには、今回のようなパブリックコメントは当然として、本素案の実施状況・進捗状況を充分踏まえた市民ミーティングや各地区ごとに本施策に関する緊密な情報提供等が求められる。換言すれば、より有効な広報活動面での工夫が必要と思われる。</p> <p>③また、現在市が実施している市民教育・学童教育・生涯教育等のあらゆる局面でこれらの施策を包摂した教育（体系）の企画・実践が必要と思われる。</p> <p>④併せて、市が設定した各種審議会への市民選定委員の選び方にも一工夫が必要ではないか。例えば、現行の【各種審議会応募者に関する選考基準及び評価方</p>	<p>現在策定中の行政経営指針の基本方針1で「市民自治のまちづくり」を掲げ、市民参加の充実を図ることとしています。</p> <p>市民目線の確保の観点に関する提言については、今後の参考とさせていただきます。</p>

該当箇所	主な意見	市の対応（案）
	<p>法（市民参加条例第25条第5項第3号関係）のうち、選考基準「イ.今までにおける市政への参画経験の少ない者」を同基準「ア.応募の動機が職務に照らして適切であると判断できること」と同列に取扱うことについては、現状の市民公募では必ずしもこのようになっていない実態などから、例えば、上記の基準「イ」を現行6項目の最後に回すか、あるいは参考として取扱い、あくまで選考はご本人の意欲と、これまでの審議会での発言内容などの実態、稼働実態等を踏まえた選考に移行するなどの修正が考えられないか。</p>	